

# おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 事業計画

## 1. 基本方針

- ・世界自然遺産の価値である小笠原独自の生態系を保全するため、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」の実現を目指す。
- ・ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進、ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策、外来種等による被害を受ける野生動物の保護、を運営の基本方針とする。

## 2. 事業概要

東京都獣医師会に所属する獣医師を雇用し、世界遺産センター（仮称）の動物対処室において、以下の事業を実施する。

### ○ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進

ペットの適正飼養のための指導・教育・普及啓発、ペットの健康管理に係る助言等  
ペットの持ち込みに係る指導、動物由来感染症対策

### ○ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策

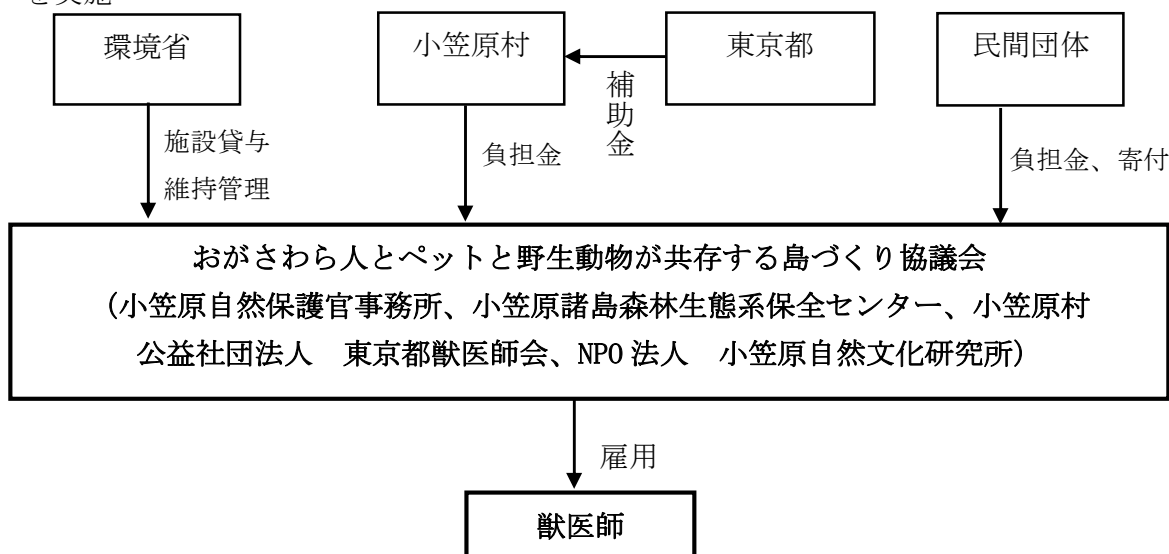
捕獲ネコの体調管理、衛生管理指導、不妊去勢手術の実施、譲渡促進への助言等

### ○外来種等による被害、影響を受ける野生動物の保護

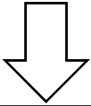

初期治療、リハビリ、一時飼養等


## 3. 運営体制

- ・行政と関係団体により協議会を組織
- ・協議会が環境省から世界遺産センター（仮称）内の動物対処室の使用承認を得た上で事業を実施



#### 4. 動物対処室で実施する事業内容

配置目的	現在の体制	動物対処室運営後の体制
<b>ペットの適正飼養の推進</b> ・ペットの適正飼養のための指導 ・教育・普及啓発、ペットの健康管理に係る助言等 ・ペットの持ち込みに係る指導  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>目指す成果</b>              飼い主のいないネコ等、新たな外来種を生み出さない           </div>	東京都獣医師会動物派遣診療（普及啓発、健康診断（血液検査あり・エコー・レントゲン・ICUなし）、不妊去勢等） <b>【村、小笠原ネコの連絡会議（ネコ連）】</b>	<u>常駐獣医師と東京都獣医師会の協力により実施</u> ・年1回の派遣診療は、「普及啓発」に注力しつつ、獣医師等の派遣により常駐獣医師をサポートする形での診療も実施 <u>常駐獣医師により、村民向けに以下の内容を実施</u> ・ペットの適正飼養指導 ・ペットの健康診断 ・ペットの不妊去勢手術の実施 ＊VTの確保の状況に応じて、週数回～月数回等の頻度を定めて実施
	母島獣医師による狂犬病予防注射、巡回診療 <b>【村】</b> （保健所獣医師のサポート）	<u>当面：母島獣医師による対応範囲を要調整</u> 将来：常駐獣医師による対応、母島での巡回診療
		<u>常駐獣医師により、島内外の移動者向け（島民・観光客）に以下の内容を実施</u> ・当面：マイクロチップの管理 ・将来：マネジメントプランづくりへの参画・実施、ペットの持ち込み管理
<b>飼い主のいないネコ対策</b> ・捕獲ネコの体調管理 ・衛生管理指導 ・不妊去勢手術の実施 ・譲渡促進への助言  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>目指す成果</b>              飼い主のいないネコによる被害防除           </div>	ネコ待合所の運営（内地の獣医師の助言を得て実施） <b>【環境省、iB0】</b> 体調管理・駆虫	<u>常駐獣医師の助言を得て、対応範囲の拡充を検討</u> 当面：体調管理・駆虫、病気のネコへの処置 将来：健康診断、感染症等衛生検査、不妊去勢手術
	内地搬送、動物病院への受入 <b>【東京都、獣医師会】</b> 馴化・不妊去勢・感染症等衛生検査	継続
	連絡調整 <b>【環境省、iB0】</b>	継続
	野ネコ対策事業 <b>【村】</b> ・集落域における不妊去勢手術	<u>常駐獣医師による対応</u> ・集落域における不妊去勢手術
	譲渡促進ホームページの開設 <b>【共立製薬、ネコ連】</b>	<u>常駐獣医師の助言をもとに、譲渡促進の取組を推進</u>

配置目的	現在の体制	動物対処室運営後の体制
<b>野生動物の保護</b> ・初期治療 ・リハビリ ・一時飼養等  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>目指す成果</b>              飼い主のいないネコ等による被害からの回復（最低限の緊急対応）           </div>	・鳥獣保護管理員による保護（発見、持ち込み）委託【東京都、個人】	継続  <u>常駐獣医師が緊急的に初期治療</u> ・薬の使用が可能、治療技術あり ・内地専門家との連絡調整をもとにリハビリ等の補助
	・傷病鳥獣の保護業務を委託【東京都、iB0】 ・ボランティアな体制でのリハビリ、初期治療等【iB0】	
その他		<u>常駐獣医師により以下の内容について体制強化</u> 動物由来感染症対策 災害時の衛生管理 油事故汚染対策

## 5. 年間事業スケジュール

	検討、総合調整	事業実施
4月	協議会総会 ・前年度事業報告、収支報告 ・当該年度事業計画、収支計画案の審議	・通常業務 （週数回～月数回程度の一般開放、ネコ待合所指導、野生動物保護） ・母島巡回診療 （年3回程度） ・普及啓発プログラム （派遣診療ベースの取組）
5月 ～2月	・必要に応じて幹事会を開催 ・現地事務局会議、ネコ連との連携	
3月	幹事会 ・事業報告案、収支報告案の確認 ・次年度事業計画の検討	